契約書記載案内

前金払いについて

対象工事等

保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費（契約金額が３００万円以上のものに限る。）

前金払の限度額（亀山市会計規則第45条による）

（１）土木建築に関する工事に要する経費（次号に掲げるものを除く。）

契約金額の１０分の４の額（３億円を限度とする。）

（２）土木建築に関する工事に要する経費（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に要する経費に限る。）及び測量に要する経費

契約金額の１０分の３の額（３億円を限度とする。）

２　２会計年度以上にわたる契約に係る前金払の限度額は、各年度ごとに、当該年度の支出限度額に工事内容に応じ前項各号に掲げる率を乗じて得た額（３億円を限度とする。）とする。

※　限度額の合計金額に1,000円以下の端数が出た場合については特に定めはありません。限度額以内での支払いとなりますので、御社にて処理しやすい金額でご請求ください。

※　前金支払請求書は、各発注担当室へご持参ください。

部分払について

（部分払の回数）（亀山市会計規則第47条による）

（1）契約金額	500万円以上2,000万円未満のもの	1回
（2）契約金額	2,000万円以上5,000万円未満のもの	2回以内
（3）契約金額	5,000万円以上1億円未満のもの	3回以内
（4）契約金額	1億円以上のもの	4回以内

契約保証金の納付について

契約金額が 500 万円以上の場合、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付が必要となります。（契約金額が 500 万円以下の場合は、指名通知の際に契約保証金が「有」となっていても、納付の必要がありません。）

契約書の契約保証金額の欄には、契約保証金の納付方法により次のように記入してください。

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する場合と「免除」と記入する場合があ

① 契約保証金の納付（現金）をした場合

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供をした場合

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。

③ 金融機関等の保証の場合

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。

④ 金融機関等の保証（前払金保証事業会社の保証）の場合

「契約金額の100分の10以上の金額」を記入する。

⑤ 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

「免除」と記入する。

⑥ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結した場合（公共工事履行保証証券）

「免除」と記入する。

※　契約保証金を現金で納付いただく場合、納付書が必要となりますので、事前にご連絡ください。